

平成30年度奥州市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度奥州市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	44,483戸
(2) 年 間 総 配 水 量	14,200,000m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	38,904m ³
(4) 主要な建設改良事業	創設事業
	417,313千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	3,271,393千円
第1項 営 業 収 益	2,451,790千円
第2項 営 業 外 収 益	818,520千円
第3項 特 別 利 益	1,083千円

支 出

第1款 水道事業費用	3,205,995千円
第1項 営 業 費 用	2,854,514千円
第2項 営 業 外 費 用	347,881千円
第3項 特 別 損 失	1,400千円
第4項 予 備 費	2,200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,326,005千円は、過年度分損益勘定留保資金 604,103千円、当年度分損益勘定留保資金 412,633千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 119,269千円及び建設改良積立金190,000千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	1,452,521千円
第1項 企 業 債	850,600千円
第2項 出 資 金	444,529千円
第3項 補 助 金	140,600千円
第4項 負 担 金	16,790千円
第5項 寄 附 金	1千円
第6項 固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,778,526千円
第1項 建 設 改 良 費	1,804,339千円
第2項 企 業 債 償 還 金	974,187千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務は、それぞれ1,919千円及び1,193千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
創設事業	139,900	普通貸借又は証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその融資先と協定した方法による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることが出来る。
配水施設整備事業	657,700			
耐震化事業	53,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第8条に定める経費以外の同一款内の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 250,298千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債支払利息等の費用に充てるため、奥州市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、481,051千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、32,063千円と定める。